

一般社団法人キリスト教学校教育同盟
2024年度 キリスト教学校教育振興助成 募集要項
(一般社団法人キリスト教学校教育同盟助成規程による)

常任理事会・理事会 2016年1月26日作成

2024年2月24日承認

1. 助成の趣旨

一般社団法人キリスト教学校教育同盟定款第3条に基づいて、キリスト教学校教育の充実発展を図り、我が国の教育に貢献することを目的とし、第4条に基づいて、キリスト教学校やキリスト教学校教育に関する調査研究、キリスト教学校教育を広く振興するための諸事業、その他これらに附帯又は関連する事柄、教職員・学生等の資質向上のための諸事業などに関わる個人または団体に助成を行います。

2. 助成対象の分野

- (1) キリスト教学校教育の研究集会・研修会・連絡会議出席助成（法人・学校を通しての助成申請）
- (2) キリスト教学校教育の調査研究助成
- (3) キリスト教学校教育の研究集会・研修会・講演会開催助成
- (4) その他キリスト教学校教育の振興助成

3. 支給対象者

個人ないしは団体（グループ）、法人団体

4. 助成金

2024年度総額上限 600万円

5. 助成金の使途

助成金は、研究・調査費、研究集会等参加費・交通費・宿泊費、研究集会・講演会等の実施に必要な運営費・消耗品費・謝金、印刷製本費等に充てることができます。

- ・交通経路は最も経済的かつ合理的な経路を選択してください。
- ・宿泊費の上限は1泊12,000円（税込）とします。

6. 実施報告の提出

助成対象となった個人または団体は、助成期間終了後、その成果・結果及び会計を本教育同盟に報告いただきます（別に定める様式による）。その内容は公刊または公表されるものとします。

調査研究助成では、成果物に助成を受けたことを明記すること、成果物を原則5部献品(本)することを給付の条件とします。

また、研究・研修の成果は各学校内にご報告いただけますようお願い致します。

7. 募集（4月8日（月）募集開始、6月15日（土）締め切り、7月9日（火）助成先発表）

（1）募集開始日 2024年4月8日（月）

募集要項・申請書用紙等を本教育同盟HPに掲載します。また教育同盟機関紙「キリスト教学校教育（17,8000部発行）」においても通知します。申請希望者はHPから該当の用紙をダウンロードし、申請書を作成ください。作成された申請書類（PDF）はメールで本教育同盟宛に送付ください。

（2）申請書類の受付締め切り 2024年6月15日（土）

（3）助成の選考 2024年7月6日（土）助成選考委員会（理事会）決議
結果は申請者（申請機関）宛に書面をもって通知いたします。

（4）助成金の送金は、7月末日までにお申し出の振込先に振り込みます。
振込先は申請時に該当欄にご記入ください。

8. 留意事項

- （1）助成金の申請において、研究集会等への参加申請は法人・学校を通しての申請とし、助成金の送付先も法人・学校とします。
- （2）研究集会等への参加助成の場合、出張手当・日当は除外してください。
- （3）申請内容及び支出計画の変更が生ずる場合は、事前に事務局へお問い合わせください。
- （4）支給された助成金で残額が生じた場合は、教育同盟事務局に返金してください。返金の振込手数料はご負担ください。返金が生じないように必要金額を精査の上、申請してください。
- （5）報告書は領収書を添付（コピー可）し、年度内1月末日までに教育同盟事務局にメールにて提出してください。交通費は、鉄道・路線バスの領収書は省略できますが、その場合は経路検索サイトの利用経路を添付してください。

【 一般社団法人キリスト教学校教育同盟 助成規程 】

第1条（規程の目的）

この規程は、一般社団法人キリスト教学校教育同盟（以下、「同盟」という）が行う助成に関し、基本的な必要事項を定める。

第2条（目的・助成対象）

同盟は、本規程に従って、キリスト教学校教育を広く振興する目的で、キリスト教学校教育を広く振興する個人ないしは団体に対して助成を行う。

第3条（選考委員会）

- 1 同盟は、理事会の決議によって、一般社団法人キリスト教学校教育同盟助成選考委員会（以下、「委員会」という）を構成する委員を選任し、委嘱する。
- 2 委員会の委員は、キリスト教学校教育に造詣の深い者ないしは外部有識者とする。
- 3 委員会の委員は、6名以上10名以内とし、その2名以上を外部有識者とする。
- 4 委員会は、検討した後に、決議によって助成対象の候補者を選考する。
- 5 委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 委員の任期は1期2年とする。但し、重任を妨げないが、3期を超えないものとする。
- 7 同盟加盟校の委員の報酬は、無報酬とする。ただし外部有識者への報酬、委員の委員会への出席に要する費用は支払うことができる。

第4条（応募・選考）

- 1 同盟は、キリスト教学校教育を広く振興する個人ないしは団体に助成を行う旨、助成の目的、対象者、助成内容、応募方法、選考方法その他必要事項を同盟のホームページにて公表して、広く一般に助成の応募を募るものとする。
- 2 助成を希望する個人ないしは団体は、同盟に対して、同盟の定める申請方法・書式に従って応募するものとする。
- 3 前条第4項に基づいて助成対象の候補者を選考し、同盟が理事会の決議によって決定する。
- 4 前項の選考は、キリスト教学校教育を広く振興する目的に沿って総合的に評価・勘案してなされるとともに、公正・公平に行われなければならないが、委員会の委員は自らないし利害関係者の利益を図ってはならない。

第5条（助成内容）

- 1 助成内容は、年間上限600万円とする。
- 2 具体的な助成内容は、キリスト教学校教育を広く振興する講演会・研修会等の実施経費及び参加費・交通費、書籍等の制作・発行、これらを含むキリスト教学校教育を広く振興する一切の事業への助成とする。

第6条（公表）

同盟は、助成を行った場合、助成対象者及び助成内容を同盟のホームページにて公表するものとする。

第7条（助成を受けた者の報告義務）

助成を受けた個人ないしは団体は、助成金の使途及びその成果等を同盟に所定の書式にて報告しなければならない。

第8条（その他）

その他、本規程の変更また、本規程に定めなき事項は、同盟の理事会の決議によって定める。

制定 2016年2月6日理事会

改定 2019年3月2日理事会

2021年11月5日理事会